

## 【アメリカ】 同性婚に関する連邦最高裁判決

海外立法情報課 井樋 三枝子

\* 連邦最高裁は 2015 年 6 月 26 日、州政府が同性カップルに対し婚姻許可証を発給しないこと及び他州で合法的に認められた同性カップルの婚姻を承認しないことは合衆国憲法第 14 修正違反であるという判決（5 対 4）を下した。

### 1 経緯

アメリカでは婚姻は州の管轄事項であり、同性婚を認めるか否かは州ごとに異なっている。法律上、明確に同性婚を認める規定を置く州や同性カップルにも婚姻許可証を発給するよう州最高裁が判断した州等がある一方、州憲法や州法に婚姻を異性間に限定する規定を置く州もある。合衆国憲法上、基本的に州は、他州で合法的に認められている婚姻を承認する必要があると解釈されるが、これを認めない州や限定的にしか承認しない州もある。

また、連邦法には婚姻防衛法（DOMA, P.L.104-199）があり、第 3 条で婚姻を「1 名の男性と 1 名の女性の法的な結合」と定義し、配偶者を「夫婦である異性の相手」と定義していたが、この DOMA 第 3 条に関し、2013 年 6 月 26 日、連邦最高裁は合衆国憲法第 5 修正から導かれる「連邦における法の平等保護」違反と判決を下した。ただし、この訴訟は同性の配偶者からの遺産を相続するにあたり、DOMA 第 3 条により連邦法上の婚姻が認められなかったため、本来ならば配偶者が免除される連邦遺産税につき返還を要求するものであり、連邦最高裁はこの判決では州が同性婚を禁じていること自体の判断を行わなかった。

これまで同性婚推進派は、同性婚や他州で合法的に執り行われた同性間の婚姻を承認しない州は合衆国憲法に反するとの訴えを、各地の連邦裁判所に対して提起していた。訴えられた州の中には、DOMA 第 3 条の連邦最高裁違憲判決後、婚姻を異性間に限定する自州の規定につき、以後、州政府が当事者となっている訴訟においては合憲性を争わないとの立場を表明するものもあったが、引き続き訴訟を継続する姿勢を見せる州もあった。

2015 年 1 月、連邦最高裁は、オハイオ州、テネシー州、ミシガン州及びケンタッキー州に対して提起された同性婚に関する 4 つの訴訟の上訴を統合して審理することとし、その判決が、同年 6 月 26 日に出された（*Obergefell v. Hodges*）。

### 2 判決の概要

判決は、婚姻の権利は合衆国憲法上の基本的権利であると認め、婚姻を異性間に限定する州法の規定は同性愛者の自由を侵し、本質的に不平等であり、その規定を根拠として同性カップルに対し婚姻許可証を発給しない州及び他州で合法的に認められた同性カップルの婚姻を承認しない州は、合衆国憲法第 14 修正の「州における法の適正手続」（州は法の適正な手続によらなければ、個人の生命、身体、自由又は財産を奪えないこと）及び「州における法の平等保護」（州の管轄内に住む個人に対する法の平等な保護を否定できないこと）に違反しており、すべての州は同性カップルに対し婚姻許可証を発給しなければなら

ず、他州で合法的に認められた同性カップルの婚姻を承認しなければならないと判断した。

この判決の時点で、37州とコロンビア特別区が立法措置等により同性婚を合法化しており、13州は同性婚を認める規定等を有していなかったが、以後、すべての州は同性・異性の区別なく婚姻許可証を発給し、他州での同性婚を承認する義務を負うことになる。

### 3 法廷意見及び反対意見

法廷意見及び反対意見は、それぞれに様々な事項を述べているが、大きく①婚姻の権利は合衆国憲法上の基本的権利であるか、②この判決が合衆国憲法上保障される民主主義的な議論を強引に終了させるかの2点につき相違がみられる。

1 婚姻の権利は合衆国憲法上の基本的権利であるか	
<p><b>法廷意見</b></p> <p>先例から次の4点が導かれることにより、婚姻の権利は合衆国憲法上の基本的権利と認められる。①婚姻が2名の個人を支える最も重要な結びつきであること、②婚姻が個人にとり、アイデンティティや信条を形成するための重要な選択であること、③婚姻が子どもの養育に必要な各種の社会的・経済的恩恵を得られる制度であり、子どもは平等にその恩恵を受ける権利があること（ただし、子どもの養育は婚姻の条件ではない）、④婚姻が国の社会秩序の基礎であること。</p> <p>婚姻の権利が基本的権利であることは、異人種間の婚姻を禁止する州法を合衆国憲法第14修正「法の適正手続」に加え同「法の平等保護」違反とした連邦最高裁判決（<i>Loving v. Virginia</i>, 388 U.S. 1 (1967)）、夫婦財産の管理を男性に限る州法を「法の平等保護」違反とした連邦最高裁判決（<i>Kirchberg v. Feenstra</i>, 450 U.S. 455 (1981)）等により、合衆国憲法第14修正「法の平等保護」からも導かれる。</p>	<p><b>反対意見</b></p> <p>法廷意見がいう、基本的権利としての婚姻の権利は、合衆国憲法上も先例上にも存在しない。</p> <p>合衆国憲法では婚姻についての法理が規定されておらず、州民とその代表である州議会は、婚姻について自由に定義ができる。</p> <p>合衆国憲法上導かれる婚姻の権利には、州議会が定義する婚姻の意味の変更を強制させることまでは含まれない。</p>
2 この判決が合衆国憲法上保障される民主主義的な議論を強引に終了させるか	
<p><b>法廷意見</b></p> <p>合衆国憲法は、変化に際しての適切な過程として、民主主義的な議論を当然に期待しているが、基本的権利を侵害される個人は、連邦や州等の立法措置を待つ必要はない。反対意見は、合衆国憲法上の婚姻の権利に州の婚姻の定義を変更させることを含まないとするが、この考えに基づく州議会での立法が特定の慣習・思想・信条に基づくグループの声のみを反映し続ける場合、特定のグループの権利が侵害され続けることになる。</p> <p>同性婚推進派は合衆国憲法の下、異性カップルと同様の法的扱いを求めているだけであり、異性カップルの選択や思想・信条等は軽視しておらず、異性カップルに対して何ら危害を与えない。第14修正は、思想・信条の自由を認めており、同性カップルの婚姻する権利を認めると同時に、異性愛者の信条も守るものである。</p>	<p><b>反対意見</b></p> <p>この判決は民主主義的で活発な議論の渦中にある事柄に対する一方的な決定であり、議論を強引に打ち切るものである。同性婚を合衆国憲法上の基本的権利とする結論は、民主主義的な議論を尽くした上でのものでないため、同性婚反対派は、推進派への対立姿勢を高める可能性がある。</p> <p>この判決は司法判断ではなく合衆国憲法で保護する自由を新たに作り出そうという意思ありきの行為で、これは選挙で選ばれた者が行うべきことであり、合衆国の自由を脅かす。</p>

参考文献（インターネット情報は2015年7月17日現在である。）

- Obergefell et al. v. Hodges, Director, Ohio Department of Health, et al. <[http://www.supremecourt.gov/opinions/14pdf/14-556\\_3204.pdf](http://www.supremecourt.gov/opinions/14pdf/14-556_3204.pdf)>
- Warren Richey, “Supreme Court declares same-sex couples' 'fundamental right' to marry,” *Christian Science Monitor*, June 26, 2015.
- 井樋三枝子「アメリカの州における同性婚法制定の動向」『外国の立法』No.250, 2011.12, pp.5-25. <<http://www.ndl.go.jp/jp/diet/publication/legis/pdf/02500002.pdf>>